

盟會ノ規定ニ出シテ入ルル次第アリマス 昨日塚本中  
央委員ノ報告シタモノヲ一テ修正シタモノデアリマス 其  
レハ大段ノ丸山君ノ云ツタ通り 研究会トストノ意味  
シ合ムモノデアリマス 聯合ハ全國的ノ産業聯合會  
同組織ナルモノヲ欲スルナラハ當然 茲ニ同士ノ迎合ヲ  
造ル行ケル様ニ爲所ヲ入レシテ事 其ノ産業別  
聯合カ聯合支部組合ヲ組織シテ他ノ組合ニ加盟ス  
ル事カ出来ヘト云フ規定ヲ入レシテ事 第一ノ大キナ問題  
テ云ハ組合カラ聯合會 同盟會 産業別組合 全國  
聯合 全國合同ト云フ様ナ団体ニ付スル規定ヲ一  
クシテアリマス 次ニ罰則 デアリマス 現在ノ諸君ノ手  
許ニ最前ノモノニヨルト 第四條ノ所ニ加盟及團體  
ト云フ事ヲ五條トナラシメ 加盟罰則ト云フ事ヲ改メ

同時ニ其ノ二十三條ニ本條同盟ハ加盟組合ノ違反ノ  
事實アルトキハ大会又ハ中央委員ノ決議ヲ以テ  
除名其ノ他ノ處分ヲス可キモノトスト入レシメタ 其ノ  
決議ハ定員ノ三分ノ二ノ出席ヲ得テ三分ノ二以上ノ  
同意ヲ以テ決ス 神戸聯合會ノ本意是ヲ容レテ原  
案ホハ其ノ協議會ニ出席スル組合員 中央委員アル  
モノトス 今勅書部長ヲ選出スル場合 評議會ノ場  
合 改正ヲ要求スル事ヲ得ルト云フ風ニ福シク 神  
戸聯合會ノ提出サレタ 最後ノ案ヲ容レシメテ  
アリマス

大体サウ云ラ 簡条ヲ直レテ 諸君ノ手許ニ配布  
シテアルト 固心ツカラ 簡場ニ付テ 修正案ハ  
議カナカッタラ 次ニ提案ハ 中央委員會ニ直シタ